



報道機関 各位

記者発表資料
令和3年10月1日（金）
問い合わせ先：産業廃棄物指導課
課長：栄田
担当：斉藤、阿井
電話：829-1609
内線：4631

土砂搬入禁止区域の指定について

さいたま市土砂のたい積等の規制に関する条例（平成14年条例第104号。以下「条例」という。）に基づき、土砂搬入禁止区域の指定を行いました。

1 指定した区域

さいたま市岩槻区大字岩槻字箕輪下3832番、3833番1、同区大字慈恩寺字入山833番3、同区大字裏慈恩寺字蓮台1614番1、1614番4、同区大字浮谷字石神699番1、700番、701番、同区大字平林寺字前原98番及び99番1

2 指定した期間

令和3年10月1日から令和4年3月31日まで

3 指定の理由

上記の区域において条例に基づく許可を得ずに土砂のたい積が行われており、土砂の堆積が継続されることにより、人の生命、身体又は財産を著しく害するおそれがあると認められるため。

4 留意事項

条例第22条の規定により、土砂搬入禁止区域には何人も土砂を搬入してはならず、違反した者は条例第31条の規定により6月以下の懲役又は100万円以下の罰金に処す場合がある。